

岡山県共生高等学校いじめ対策組織

<概要>

- 学校通信等で「学校いじめ防止基本方針」の概要について、生徒や保護者に伝える。
詳細については、学校の Web サイトに載せて周知を図る。
- 「学校いじめ対策組織」の活動については、「学校いじめ防止基本方針」の中に、組織の構成員や役割を載せたり、いじめ防止に関する年間計画の中に、具体的な取組内容を載せたりすることで、活動や取組についての周知を図る。

<学校いじめ対策組織>

構成員	役 割
校長・教頭	・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮 ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成 ・学校通信や学校のWebページ等で、学校のいじめ防止等に関する取組について情報発信
教務課長	・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理
生徒課長	・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解 ・いじめ問題に関する情報収集と記録 ・関係機関との連携・調整 ・生徒指導部会の実施
生徒支援主任	・教育相談実施状況報告 ・気になる生徒への対応の提案 ・スクールカウンセラーとの面談計画の提案、調整
養護教諭	・保健室における相談状況等報告 ・保健室の活用についての提案
学年団	・いじめに関するアンケートの集約・学年の状況報告 ・いじめ防止活動についての学年の取組を提案・報告
スクールカウンセラー	・加害、被害生徒や保護者への対応、学校の相談体制へのアセスメント

<主な活動や取組>

- いじめ相談・通報の窓口になる。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いの情報があった時には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。